

調理師試験の受験資格に係る学力認定 審査基準

【事務の根拠】

○調理師法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十六号。以下「規則」という。）附則第三項第七号調理師法（昭和三十二年法律第百四十七号。以下「法」という。）附則第三項の規定により旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終った者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

七 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事において指定養成施設の入学に関し国民学校の高等科を終了した者又は中等学校の二年の課程を終った者とおおむね同等の学力を有すると認定した者

○「調理師養成施設の入学資格及び調理師試験の受験資格に係る学力の認定について」（平成27年3月31日健発0331第49号厚生労働省健康局長通知）

【参考条文】

○法附則第三項

旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終った者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第三条の規定の適用については、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

○規則附則第三項第一号から第六号

- 一 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校又は附属高等女学校の第二学年を修了した者
- 二 旧盲学校及聾唖学校令（大正十二年勅令第百七十五号）によるろうあ学校の中等部第二学年を修了した者
- 三 旧高等学校令（大正七年勅令第百八十九号）による高等学校尋常科の第二学年を修了した者
- 四 旧青年学校令（昭和十四年勅令第百五十四号）による青年学校の普通科の課程を修了した者
- 五 昭和十八年文部省令第六十三号（内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業生等の他の学校へ入学及転学に関する規程）第一条から第三条まで及び第七条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校の二年の課程を終った者又は第三号に掲げる者と同一の取扱を受ける者
- 六 旧国民学校令による国民学校の初等科を終了した者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による小学校若しくは聾唖学校若しくは養護学校の小学部を終了した者であつて、第四条に規定する施設又は営業において五年以上調理の業務に従事したもの

健 発 0331 第 49 号
平成27年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

調理師養成施設の入学資格及び調理師試験の受験資格に係る学力の
認定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成27年政令第128号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第55号）が平成27年 3 月 31 日付けで公布され、平成27年 4 月 1 日から施行されることとなった。

これに伴い、調理師法（昭和33年法律第147号）第 3 条第 1 号に規定する調理師養成施設の入学資格、同第 2 号に規定する調理師試験の受験資格に係る学力の認定について、今般、下記のとおり処理することとし、平成27年 4 月 1 日から適用することとしたので、周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようにされたい。

また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の 4 に基づく技術的助言であることを申し添える。

この通知の施行をもって「調理師養成施設の入学資格及び調理師試験の受験資格に係る学力の認定について」（昭和49年10月16日付け衛発第557号）は廃止する。

記

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による各種学校として都道府県知事によりその設置を認可されている外国人学校の中等部を修了した者は、調理師法

施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項第7号の規定に基づき、都道府県知事において個別に審査した上、当該資格に係る学力を有すると認定すること。

2 当該資格に係る学力の認定の申請は、別記様式による認定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを当該申請者の居住地の都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(1) 履歴書

(2) 最終学校卒業(修了)証明書(外国人学校の中等部を修了した後学校教育法による各種学校その他これと同等以上と認められる教育施設に在学の経験がある者については、当該中等部の修了証明書及び当該各種学校その他これと同等以上と認められる教育施設の在学年数の証明書)

(3) 日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限り、) (出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。)

別記様式

認定申請書

今般、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、調理師養成施設の入学資格及び調理師試験の受験資格に係る学力を有する旨の認定を願いたく、関係書類を添えて申請致します。

平成 年 月 日

申請者住所
氏名

都道府県知事 殿